

議案第162号

前橋テルサの設置及び管理に関する条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋テルサの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋テルサの設置及び管理に関する条例（平成25年前橋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表第1 研修室の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。